

## 質問書回答

2017年 6月 12日

「(案件名:アフガニスタン国稲作振興支援プロジェクト)」

(案件番号:170311 公示日:2017年5月31日)について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通<br>番 | 当該頁項目            | 質問  | 回答   |
|--------|------------------|---|--|
| 1      | 15頁 (8)プロジェクト期間  | プロジェクト期間ですが、今回契約該当期間は、2017年6月～2020年5月までのうちの33カ月とあるが、正確には2017年8月21日～2020年5月21日の33カ月でいいのでしょうか？  | 今回契約該当期間は、最終的には契約開始時期によりますが、「2017年5月22日～2020年5月21日」の間の「契約開始日～2020年5月21日」となります。                   |
| 2      | 18頁 2) 本邦        | <p>(1) 政策立案担当者レベル向けの研修を10人x10日間x1回/年1回開催とありますが、これはその下の*に記載の「2017年9月～10月、MAIL副大臣及び対象8県局長等の本邦への招へい」のことですか？</p> <p>(2) 招へいと違う場合、本邦研修での10人x10日間x1回/年1回開催と記載されているが、3年で1回なのか、それとも毎年1回なののでしょうか？</p> <p>(3) コンサルタントの契約(見積)に含む本邦研修の業務(費用)は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」p.18 3) 実施業務に示されるとおりの内容で、監理業務や国内の宿泊・移動手配は含まないという理解でよろしいのでしょうか。</p> | <p>(1) 招聘ではありません。</p> <p>(2) 2018年度1回、2019年度1回程度を想定しています。</p> <p>(3) ご理解のとおり、実施業務のみを契約に含みます。</p> |
| 3      | 18頁 3) 第三国 ① イラン | イランでの研修の費用はアフガニスタン人の旅費、日当以外はすべてハラーズ農業普及技術センターとJICAイラン事務所が経費を出すということですか？ たとえば、彼らのイランでの交通費、日本人専門家のレンタカーなどはどうなの  | イラン国内における日本人専門家の交通費並びに研修に必要な資機材費について見積に含めて下さい。それ以外のイラン研修の実施にかかる費用(会場借上げ費、講師への謝金、イラン国             |

| 通<br>番 | 当該頁項目                         | 質問   | 回答  |
|--------|-------------------------------|--|---|
|        |                               | でしょうか？   | 内における研修員の交通費等)は別途 JICA が支出します。  |
| 4      | 30 頁、(4)安全管理にかかる特別経費、4)各種保険契約 | 海外旅行保険、戦争特約、緊急移送に係る保険は契約に含むことができるとあるが、イランに業務で行く場合にも海外旅行保険、緊急移送に係る保険は契約に含まれるのか？ | <p>P30(4)4)について、以下の通り修正します。</p> <p>修正前：海外旅行保険、戦争特約、緊急移送及び現金輸送に係る保険は契約に含むことができるため、計上してかまわない。現地雇用のスタッフの保険についても計上すること。</p> <p>修正後：戦争特約保険については、以下の対象国・地域に渡航する場合は直接経費として契約内容に含むことができる。<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20170321.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20170321.html</a><br/> 緊急移送を含む海外旅行保険等はその他原価での対応となるが、求償範囲については事前に確認すること(9.(4)を参照)。<br/> 現地雇用のスタッフの労災保険についても直接経費として契約に含めることを認める。</p> |

以上